企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務



特別記事

中小企業がいま取り組むべき中期経営計画」づくり

経理·税務

「賞品」「景品」等の提供にまつわる経理・税務処理

人事·労務

「職場のいじめ、嫌がらせ」にとう対処すればよいか

総務·法務

産業医の上手な選び方と付き合い方マニュアル

別冊付銅

中小企業のための 「CSR(企業の社会的責任)」 入門

企業実務 11 2014 No.744 CONTENTS

11月のビジネスカレンダー 3

11月の事務ごよみ 7 年末調整の準備、3月決算法人の中間申告・納税、冬季賞与の支給準備、年末商戦に向けた人手の確保、

労働時間の適正管理、年賀状・カレンダー・手帳などの準備・手配、火災予防対策 ほか

新法令・通達解説 11 平成26年度の地域別最低賃金が決まりました ほか

これからの法改正の動き 13 「女性の活躍推進」に向け新法を検討 ほか

特別記事

14 不確実な時代の羅針盤!

中小企業がいま取り組むべき「中期経営計画」づくり

- ■中期経営計画はなぜ必要か
- ■中期経営計画策定に当たっての基本的な流れと留意点
- ■中期経営計画を成功させるための進捗管理

経営コンサルタント 安田 芳樹

経理·税務

26 年末商戦に向けて再確認

「賞品」「景品」等の提供にまつわる経理・税務処理

税理士 齋藤 忠志

30 法人税率の見直しなど

平成27年度税制改正はどんな項目が検討されているか……公認会計士·税理士 久納 幹史

36 正当な主張は堂々と!

- 23 どんな難題も克服! 安田順の実践「経営改善」塾 **図** 貸借対照表に計上している「不良資産」をどう処理するか――中小企業診断士 安田 順
- 34 頼られる人になる「経理アタマ」の鍛えかた
 は
 決算書を読みこなせるようになるには
 ----税理士 佐藤 昭一

人事·労務

40 早期の発見が肝要

「職場のいじめ、嫌がらせ」にどう対処すればよいか

特定社会保険労務士 橋場たまき

- 45「解雇予告除外認定」の手続きとトラブル防止のポイント…・特定社会保険労務士 井寄 奈美

臨時増刊 特 大 号 No.743 給与事務担当者必携!

平成26年版**年末調整**の進め方と平成27年の税務·保険事務の手引き

税務当局の処分等に 不服がある場合の手段·対応策

税務調査において、当局との間で見解の相違が生じることがあります。見解や処分に不服がある場合、その後、 どのような手段が取れるのか、また、その効果と制約等 について紹介します。

税理士

奥田正名

打ちのような更正を受けることはに対して、調査内容を説明することが義務付けられています。このとが義務付けられています。このとが表務付けられています。このとが表別が対して、調査内容を説明することが表別が対して、

よう。

る反論・意見を心掛けるべきでしとって受け入れやすい、根拠のあうに認識(事実判断)しているのかを汲み取り、それに適した反論かを汲み取り、それに適した反論いからといって、やみくもに反論いからといって、やみくもに反論

銀行調査を含みます)が行なわれた結果、税務署(国税局を含みます)から問題点を指摘され、自主す)から問題点を指摘され、自主けることがあります。このような場合でも、その修正が強要されるわけではありません。

とになります。
(無申告の場合は決定)を待つこした場合には、税務署からの更正した場合には、税務署からの更正

東正は、課税庁が職権により課 税処分を強制的に実行する手段で 税処分を強制的に実行する手段で 分が行なわれるときには、「更正 分が行なわれるときには、「更正 の理由の附記」が必要となりま す。処分の理由を明らかにするた めです。納税者としてはこの更正 めです。納税者としてはこの更正 の理由を受けて、そのまま更正処 分に従わない場合、税務署に異議 中立てをするのか国税不服審判所 への不服申立てを行なうのかを決 めることになります(図表1)。

企業側の意向が受け入れられ

反論・主張 実地調査が終了するまでの

野得ます。 り得ます。 り得ます。 は、企業側の税務処 がある場合には、企業側の税務処 理が適正であるとする根拠資料を 提示することが重要となります。 提示することが重要となります。 といっては、調査官が税務処 であるとする根拠資料を 検討をすることになります。
は説明を受けたうえで、更正処分は説明を受けたうえで、更正処分は説明を受けたうえで、更正処分に従うのか修正申告を行なうかのにがありません。

拒んだり、偽りの記載をした書類なお、実地調査で資料の提示を

税務調査(実地調査、反面

調査

類の記載内容に事実との相違がな 役または50万円以下の罰金に処さ 経費の入力を失念していた場合な 容を正すことなので、 いよう注意する必要があります。 れる規定がありますので、 の提示をした場合は1年以下の徽 税務調査の根本は誤った申告内 たとえば、 提示書

理内容を再確認してみるのもよい 上がないかという視点で自社の経 な損金処理の漏れや益金の過大計 を職権で行なうこともあります。 実地調査においては、そのよう 払い過ぎた税金を還付する) 減額更正(課税所得を減ら

社の経理内容が適切に処理されて 取るべきとする考え方も一部には 調査をとらえることも企業にとっ いるかを検証する場として、 あるようですが、調査を通じて自 税務署に対して敵対的な姿勢を 税務

れを行なうことも検討すべきでし 統括官や納税者支援調整官に申入 尋問等の強権的な行為)があった と思われる行為 て有益なことだと思われます。 それでも改善がない場合は、 実地調査の現場で、 その場で調査官に指摘 (恫喝・一方的な 不当

反論·主張 実地調査終了後の

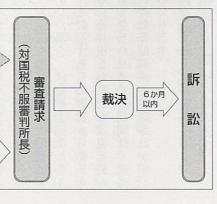
文章を心掛けたいところです。

調査官がこうした提出文書をな

んが、根拠をもったわかりやす

定型のフォーマットはありませ

提示することもあります。 伝えておきたいことがある場合 調査終了後に、 会社側から文書や根拠書類を 確実に調査官に



されることがあります。 を提示され、 申述書と呼ぶケースもあります) 後に質問顛末書(聴取書、始末書、 もちろん、 また、実地調査時、 記載内容に非違がな 調査官から署名を促 または終了 はあると思われます。 に申し立てることも、 別の方法として納税者支援調整官

一定の効果

理し誠実に処理しなければならな 願は、官公署において、これを受 条には、「この法律に適合する請

い」と規定されていますし、また

考えてもよいでしょう。

請願法5

苦情文を送ることを選択肢として 合には、統括官や税務署長あてに ですが、不誠実な対応をされた場 いがしろにすることは考えにくい

相違がある場合は署名を避けるべ ませんので、 成が強制されているものではあり ら見受けられます。 記載されているケースも残念なが 納税者の悪意を喚起させる文言が こうした質問顛末書は法的に作 記載内容に事実との

証拠資料とされてしまいます。 税務訴訟となった場合、

が課せられるケースもありますの で注意が必要です。 正行為を認めたとされ、 質問顛末書に署名したことで不 重加算税

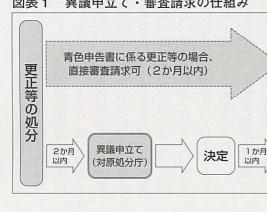
その旨を説明すべきでしょう。 す。また、関与税理士も納税者が ら署名したくなる心理はわかりま を悪くしたくない、という思いか から要求されたときは、 不利となりかねない行為が調査官 易に署名に応じない姿勢が必要で が軽くなるわけではないため、安 すが、署名したからといって処分 税務調査を早く終えたい、心 企業側に

ずれが行なっても問題はありませ したいところです。 んが、行き違いがないように注意 は企業側・代理人(税理士)の 税務署への反証・意見について V

たく知らなかったような場合、 税務署から企業側に問合せがあ 回答した内容を税理士がまっ このため、

ておくべきでしょう。 書類等は企業と税理士で共有化 税務署に回答した内容・提示した うこともあり得ます。 いた前提が根底から覆されてしま 理士側が反論根拠として用意して 実地調査の終了時に、 4

図表 1 異議申立て・審査請求の仕組み



が、故意に仮装・隠蔽したとする ければ署名しても問題ありません

37

進むはずです。め、その後の手続きがスムーズに務署側としても混乱が生じないた税務署員に示しておくほうが、税税の問合せ窓口は誰になるのかを

さお、調査の結果、何の非違事 書」が送付され、税務調査は終了 なお、調査の結果、何の非違事

納得できないときの対応更正処分等に

自主修正を拒み、更正処分等を等に納得できないときは異議申立てを行ない、それでも納得できなかった場合はさらに国税不服審判所への審査請求を行なうことにな所への審査請求を行なうことも可能です。

もっとも、処分等に納得できなくとも更正処分等により追徴税額くとも更正処分等により追徴税額 が確定することになるため、納税が確定することで、課税処分が停止 を行なうことで、課税処分が停止 を行なうことで、課税処分が停止

とをおすすめします。

さなくとも税額を完納しておくこきなくとも税額を完納しておくこでが、更正処分等により追

忘れてはいけません。

税の計算期間から控除されます。 を発過して修正申告または更正が あります。申告書の提出後1年以 上経過して修正申告または更正が あった場合、法定申告期限から1 生を経過する日の翌日から修正申 告書を提出した日または更正通知 告書を発した日までの期間は、延滞 での計算期間から控除されます。

納得できないときの対応異議申立てや審査請求でも

ます。審査請求を程ずに、訴訟 ときは、訴訟を提起することにな ときは、訴訟を提起することにな を提起することはできません。 を提起することはできません。

> 3月31日までの国の訴訟での敗訴 割合(納税者の勝訴割合)は、7・ 3%と10%を下回っています。こ の事実を考慮したうえで、提訴す るか否かを検討すべきでしょう。 現実問題として訴訟コストは確実 に生じますから、勝訴の可能性が に生じますから、勝訴の可能性が に生じますから、勝訴の可能性が ないようが有益と

検討すべきこと修正申告に応じる場合に

税務調査を受け、経理処理が仮 税の対象になると、前述したとお り、延滞税の計算特例が使えなく り、延滞税の計算特例が使えなく り、延滞税の計算特例が使えなく かなります。またその後、税務調査 なります。またその後、税務調査

田税庁が公表している「法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」を事前に確認しておきましょう。税務調査による実おきましょう。税務調査にはる実は害額(過度の税負担・今後の税損害額(過度の税負担・今後の税額っから押さえておきたい情防ぐ観点から押さえておきたい情報です(図表2)。

いわゆる期ズレ(当期に計上す

る平成25年4月1日から平成26年

対象となりません。
がき売上を、翌期に入金された時でき売上計上している場合等)のはで売上計上している場合等)の

修正した項目についても、翌年りません。

過少申告加算税と延滞税の負担 はありますが、譲歩する価値はあ ると思われます。重加算税を回避 することは、税務調査において非 常に重要なポイントといえます。 常に重要なポイントといえます。 なお、重加算税が課される場合 にも理由の附記が必要となるた め、何の説明もなく、一方的に重 か、何の説明もなく、一方的に重 が、何の説明もなく、一方的に重 が、何の説明もなく、一方的に重

行なうことができます。誤りがある場合には更正の請求を場合でも、その修正申告の内容になお、自主的に修正申告をした

の不服申立てができなくなることうことによる最大の不利益は、こきなくなります。修正申告を行な議申立て・審査請求・訴訟)はで議のである。

帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合 図表2

(事務運営指針より抜粋)

次に掲げる場合で、当該行為が相手方との通謀または証憑書類 等の破棄、隠匿もしくは改ざんによるもの等でないときは、 書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない。

- 売上等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売 上等の収入が翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当 する場合には翌連結事業年度。(2)において同じ)の収益に計上 されていることが確認されたとき
- (2) 経費(原価に算入される費用を含む)の繰上計上をしている 場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが 確認されたとき
- 棚卸資産の評価換えにより過少評価をしている場合
- 確定した決算の基礎となった帳簿に、交際費等または寄附金 のように損金算入について制限のある費用を、単に他の費用科 目に計上している場合

になります。 すが、 を知った日の翌日 処分のあったこと をすればよいこと か月以内に申立て することになりま 月以内に申立てを から起算して2か 現行制度では、 施行後は3

①不服申立ての手続きは、 ることになりました。その主な内 改正行政不服審査法により、 務署等の処分に不服がある者は、 不服申立制度も見直しが行なわれ 選択できる 求か再調査の請求のいずれかを 平成26年6月13日に公布された 行の異議中立てを廃止し、 次のとおりです。 審査請 国税 税

なお、

容は、

行後は、 きます。 になります。 接審査請求を行なうか、 請求を行なうかを選択できること 審査請求ができますが、改正法施 係る更正等の場合に限定して直接 再調査の請求を選択することもで できるようになります(図表3)。 国税不服審判所に直接審査請求が ただし、異議申立てに代えて、 青色申告書でなくとも直 現行では、 青色申告書に 再調査の

不服申立制度の見直し 改正行政不服審査法による

審査請求をすることはできません には、その決定を経た後でないと 再調査の請求をした場合 ずに審査請求がで 場合は、決定を経 以内に決定がない (ただし、3か月

> ないかを検討する時間が多く取れ ることになります。 以前よりも、 申立てをするかし

処分庁 (納税者)、 (税務署等 参加人 は、

図表3 改正後の再調査の請求・審査請求の仕組み (対国税不服審判所長 直接審査請求 (3か月以内) 更正等の処分 訴 審査請求 6か月 裁決 選択 以内 訟 再調査の請求 3か月 以内 1か月 以内 決定 (対原処分庁)

②不服申立期間が

延長される

きます)。

③審判官の職権収集資料のコピー

が可能になる

審査関係人である審査請求人 (利害関係者)、 担当審判 め、

と謄写 可能になります。 官が所持する職権収集資料の閲覧 (コピー) を求めることが

けです。 だけでなく、 改正といえます。 公平化が行なわれることになるわ が付与されます。 は閲覧することができなかったた 審判官が収集した書類等について した書類の閲覧は可能でしたが、 従来は、処分庁が審判官に提出 納税者にとってはありがたい 処分庁にも同じ権利 ただし、 つまり、 情報の 納税者

④処分庁に対する質問が認めら の規定が新設されます。 の計画的遂行や審理手続きの終結 き等を整理するため、 うになります。このほか、 迅速化に向けた複雑な事件の手続 分庁に対する質問が認められるよ 審查請求人(納税者) れ、手続き規定が整備される 審理手続き からの処 審理の

されます。 審理期間も短縮されることが予想 いての質問ができるようになり、 の場で税務署長等に処分内容につ これにより納税者は、 審查請求

期待したいところです。 布日から2年以内の政令で定める 日とされています。 改正法の施行日については、 早期の施行を 公 0